

## 9月開校 東南村山地区会場



# 経理実務科

- ✓ 初心者でも基礎からしっかり学べます。
- ✓ **日商簿記3級～2級**の資格にチャレンジ!【試験日：平成30年2月25日(日)】
- ✓ 就職に有利な**MOS資格取得**へのチャレンジ!
- ✓ **キャリアコンサルタント**による徹底した就職支援!



訓練期間	平成29年9月20日(水)～平成30年1月19日(金) 4か月間 休日は、原則として 土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3) 基本時間：9：10～15：50及び9：10～16：50
訓練場所	株式会社セラフィム 山形市穂積116-3 (裏面「地図」参照)
定員	20名 (最少催行人数 10名)
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約 18,000 円、並びに検定料 (日商簿記3級 2,800 円、日商簿記2級 4,630 円、MOS 試験 1 科目あたり 10,584 円～など) は個人負担となります。
募集締切日	平成29年8月31日(木)
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
説明会	参加者：受講申込者 (欠席等の場合は選考対象者となりません。) 日時：平成29年9月5日(火) 午前10時00分から (時間厳守) ※開始 10 分前までに受付を済ませてください。 場所：山形県立山形職業能力開発専門学校 (裏面「地図」参照) 内容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具 (鉛筆・ボールペン等)

### 【お問合せ先】

山形県立山形職業能力開発専門学校 能力開発支援課  
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1  
Tel 023-644-9227 FAX 023-644-6850  
ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

山形 職業 検索

クリック

## ◆訓練概要◆

**[訓練目標]** 簿記による経理業務に係る実務的知識・技能（日商簿記検定 2 級程度）を習得するとともに、その他の就職に必要な知識等を習得する。

**[目指す職務]** 経理事務、一般事務、O A 機器を使用する職務全般

**[訓練カリキュラム]**

総訓練時間（目安）491H

科目	科目の内容	時間数
簿記概論 商業簿記 工業簿記 簿記総合	簿記理解、各種取引仕訳、試算表、決算処理等 株式会社の取引、銀行勘定、本支店会計と決算処理、試算表、精算表作成等 原価計算、財務諸表作成、部門別原価計算、本社工場会計等 日商簿記検定 2 級に向けた対策指導等	290H
経理関連知識 経理事務実践	現金出納帳、計算表、損益計算書・貸借対照表、給与台帳、勤務時間計算表等 年末調整、労働保険申告、社会保険関連などの基本知識	26H
文書作成 表計算	文書作成基礎、文書作成ソフト機能と役割、文書作成方法 表計算基礎、表作成、関数入力、グラフ作成、マクロ操作、MOS 試験対策	129H
就職支援他	応募書類書き方、面接の仕方、ビジネスマナー（接遇）、コミュニケーション ビジネスマネジメント力の向上、就職講話等	46H

**[その他]** Windows 1 0、Microsoft Office2013 を使用します。

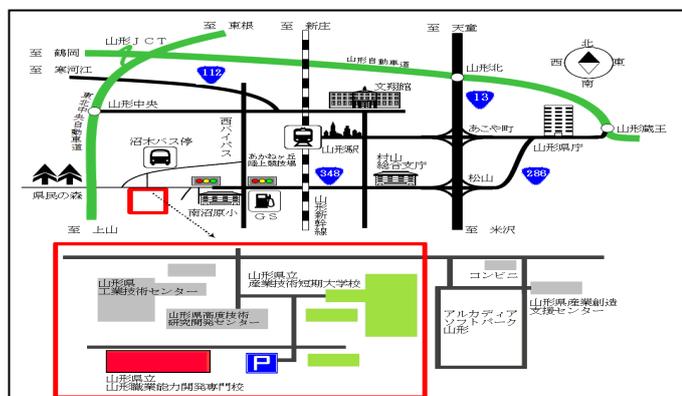
※キャリア・コンサルティングを受ける場合には、その計画にしたがってください

### 「説明会場」

場所：山形県立山形職業能力開発専門学校  
住所：山形市松栄 2-2-1  
電話：023-644-9227

### 「訓練会場」

場所：株式会社セラフィム  
住所：山形市穂積 116-3  
電話：023-623-2277 ※無料駐車場あり



## ◆ご相談・お申込み窓口◆

窓口機関	郵便番号	住所	電話番号
山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市松栄 2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池 3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町 6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町 15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市榎岡五日町 14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西 340	TEL 0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。  
※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談ください。